

(3) 沖縄県地域防災計画 (令和3年6月修正) (抜粋)

第1編 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

第4款 建築物の対策

1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進 (実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村)

県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進移管する法律(平成7年法律第123号)」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進し、同計画に掲げた耐震化目標(令和2年度までに、住宅及び特定建築物95%、県所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%)を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

市町村は、同計画を踏まえ、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標(市町村所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%)の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

県及び市町村は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐

火対策を促進するものとする。

また、県及び市町村所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

(4) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたが、本県の場合、台風等の強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されていることから、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施・検討する。

ア 調査及び改修指導

市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

県及び市町村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

県及び市町村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。とともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。